

改正

平成20年3月28日告示第35号

平成22年3月31日告示第48号

平成22年12月27日告示第150号

平成25年8月1日告示第62号

平成27年7月14日告示第93号

平成27年7月17日告示第94号

平成28年3月11日告示第10号

みやき町重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、重度障害者等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付（以下「給付」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、もって重度障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目)

第2条 給付等の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とする。

(給付対象者)

第3条 用具の給付の対象者は、町内に居住する重度障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定により他市町村が支給決定を行う者を除く。）並びに町内に住所を有しない者で法の規定により町が支給決定を行う者であって、別表の「対象要件」に掲げる障害を有する在宅の者とする。ただし、頭部保護帽、人工喉頭及びストマ用具（蓄便袋・蓄尿袋）の給付については、在宅以外の者も対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、前項の対象者から除くものとする。

(申請)

第4条 用具の給付を受けようとする重度障害者等又はその扶養義務者（以下「申請者」という。）は、重度障害者等日常生活用具給付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、必要な調査等を行い、速やかに調査書（様式第2号）を作成して、給付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、重度障害者等日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）により、給付を却下したときは、重度障害者等日常生活用具給付却下決定通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により用具の給付を決定したときは、申請者に対し、重度障害者等日常生活用具給付券（様式第5号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

（用具の給付）

第6条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、業者に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

2 給付券は、1種目に付き1枚交付することとする。ただし、排泄管理支援用具及び人工内耳用電池の給付券は、申請1回につき半年分まで一括交付することができることとする。

（費用の負担）

第7条 給付決定者は、当該用具の給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下「自己負担額」という。）は、用具の購入に要する経費の100分の10の額とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助を受けている者については、無料とする。

（費用の請求）

第8条 町長は、業者から用具の給付に係る費用について、給付券を添付の上請求があったときは、当該用具の給付に要した費用から前条の規定による自己負担額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

2 町長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、不備がないときは、当該請求の日から起算して30日以内に支払うものとする。

（譲渡等の禁止）

第9条 給付決定者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

（費用及び用具の返還）

第10条 町長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付を受けた者がいるとき、又は給付決定者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を

返還させることができる。

(住宅改修費の範囲)

第11条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式バス、洋式便器等への改良
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(給付の制限)

第12条 既に給付を受けている用具と同一の用具の給付に係る申請があったときは、前回の給付日から別表の「耐用年数」欄に掲げる期間を経過していない場合は、給付を行わないものとする。ただし、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

2 住宅改修費の給付は1回とする。

(給付等台帳の整理)

第13条 町長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月28日告示第35号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第48号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月27日告示第150号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年8月1日告示第62号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 7月14日告示第93号）

この要綱は、平成27年 7月14日から施行する。

附 則（平成27年 7月17日告示第94号）

この告示は、平成27年 9月 1日から施行する。

附 則（平成28年 3月11日告示第10号）

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第8条関係）

日常生活用具給付基準表

種目		対象要件	性能	耐用年数	基準額（円）
介 護・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2級以上の者並びに治 療方法が確立していな い疾病その他の特殊の 疾病であつて法第4条 第1項の政令で定める ものによる障害の程度 が同項厚生労働大臣が 定める程度である者（以 下「難病患者等」とい う。）で医師の診断書等 により必要と認められ る者	腕、脚等の訓練のでき る器具を付帯し、原則 として使用者の頭部及 び脚部の傾斜角度を個 別に調整できる機能を 有するもの	8年	154,000
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1級の者（常時介護を要 する者に限る。）並びに 難病患者等で医師の診 断書等により必要と認	褥瘡の防止又は失禁等 による汚染又は損耗を 防止できる機能を有す るもの	5年	19,600

	められる者			
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1級の者（常時介護を要する者に限る。）並びに 難病患者等で医師の診断書等により必要と認められる者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）並びに難病患者等で医師の診断書等により必要と認められる者	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2級以上の者並びに難病患者等で医師の診断書等により必要と認められる者	介護者が重度身体障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
訓練いす（3歳以上の児童に限る。）	下肢又は体幹機能障害 2級以上	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害	腕又は脚の訓練ができ	8年	159,200

		3級以上の者並びに難病患者等で医師の診断書等により必要と認められる者	る器具を備えたもの		
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者並びに難病患者等で医師の診断書等により必要と認められる者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者並びに難病患者等で医師の診断書等により必要と認められる者	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができず）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	9,850
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒が生じる障害	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	12,160
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であって、必要と認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	3年	3,000
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等に	概ね次のような性能を有するもの ア 障害者等の身体機	8年	60,000

	<p>において介助を必要とする者並びに難病患者等で医師の診断書等により必要と認められる者</p>	<p>能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具</p> <p>ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>		
特殊便器	<p>上肢障害 2 級以上の者並びに難病患者等で医師の診断書等により必要と認められる者</p>	<p>足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8 年	151, 200
火災警報器	<p>障害等級 2 級以上（火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者の世帯及びこれに準ずる世帯）</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	8 年	15, 500
自動消火器	<p>障害等級 2 級以上の者及び難病患者等で医師の診断書等により必要と認められる者（火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者等の世帯及びこれに準ずる世帯）</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	8 年	28, 700

	電磁調理器	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	7,000
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
	ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者並びに難病患者等で医師の診断書等により必要と認められる者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者並びに難病患者等で医師の診断書等により必要と認められる者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400

	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	9,000
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要で、医師の診断書等により当該用具の使用が必要であると認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、本人又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	157,500
情報・意思疎通支援	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	98,800
用具	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上若しくは脳原生運動機能障害（上肢機能障害に限る。）の身体障害者であって、必要と認められるもの	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器又はアプリケーションソフト等であって、障害者が容易に使用し得るもの	5年	100,000
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500

点字器	視覚障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	10,400
点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	63,100
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	89,800
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	115,000
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたし物（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000

視覚障害者用時計	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	13,300
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	88,900
人工喉頭	音声機能障害者等、本装置により発声が可能になる者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の菅を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの、又は、額下部等に当てた電動板を振	5年	70,100

			動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		
	人工内耳用電池	人工内耳埋め込み手術を受けている聴覚障害者	人工内耳に使用する電池で、対象者が容易に使用し得るもの（充電器を除く）	—	2,500円 (月額)
排泄 つ管 理支 援用 具	ストマ装具(消化器系)	直腸又は膀胱機能障害者であって、ストマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	—	8,600円 消化器系(蓄便袋) 11,300円
	ストマ装具(尿路系)		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの。ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	—	尿路系(蓄尿袋) 1ヵ所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額
	収尿器	高度の排尿機能障害者	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	—	8,500
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	—	12,000
住宅	居宅生活動作	下肢、体幹機能障害、脳障害者等の移動等を円		—	200,000

改修費	補助用具	原性運動機能障害（移動に制限を受ける障害に限る。）又は視覚障害を有する者であつて、障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）並びに難病患者等で医師の診断書等により必要と認められる者	滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの		
-----	------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------	--	--

*基準額は、消費税を含まない額とする。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）